

森林の土地を取得したときは届出が必要です

個人・法人を問わず、相続や売買などによって、森林の土地を新たに取得した方は、面積の大小にかかわらず町への所有者届出が必要です。

届出期間●土地の所有者となってから90日以内に、下記へ届出してください。

提出書類

- ①森林の土地の所有者届出書（届出書は町農政課に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。）
- ②森林の土地の登記事項証明書や土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類(写しでも可)

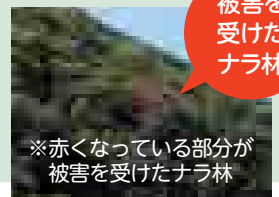
ナラ枯れ被害を防止するため情報提供をお願いします

町では、みずほの里ロード東側の森林の大部分にナラ林が存在します。森林を眺めるときに、少しでも赤くなっている木を発見したり、「ちょっとおかしいな」と思ったりしたときは遠慮なくご連絡ください。結果的に「ナラ枯れ被害」でなくても、その繰り返しが「早期発見」につながり被害を最小限に留めることになりますので、ご協力をお願いします。

ナラ枯れとは

広葉樹（ナラ林）がカシノナガキクイムシ（成虫）によって次々と枯死していく「樹木の伝染病」です。

被害が拡大すると森林景観が大きく損なわれたり、きのこ栽培、家具材などに利用される木材資源が減少したりします。さらに、森林の水源涵養や土砂災害防止等の機能が低下します。



平成29年度農地耕作条件改善事業・農業基盤整備促進事業（区画拡大・暗渠排水・湧水処理）の実施希望者を募集しています

整備済み農地の高度利用を迅速・安価にするため、自力施工も活用した『農地区画の拡大』や『排水または湧水処理のための暗渠管等の新設』の農地整備に対して定額助成する制度です。

農地耕作条件改善事業は、農地中間管理機構を通じた賃貸借契約を締結することが条件となります。

なお、この募集は事業の実施を必ずお約束するものではありません。来年度の国の予算の動向により実施でき

ない場合もあります。

- 助成内容**●①畦畔除去等による区画拡大 10万円/10a
②標準的(10m以下)間隔の暗渠管等の新設 15万円/10a
③湧水処理のための暗渠管等の新設 15万円/100m

申込方法●農地を所管する土地改良区または下記へ9月15日(木)までに申込んでください。

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行なわなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は

10月3日(月)から10月31日(月)までです。※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

介護保険事務所からのお知らせ

要介護認定から介護保険のサービス利用まで

要介護認定の申請をして「要支援1・2」「要介護1～5」と認定を受けた方は介護保険のサービスを利用できます。

■要介護1～5と認定を受けた方

- ・「施設サービス」を利用したい場合
介護老人福祉施設・介護老人保健施設など、入所を希望する施設に直接申し込みます。
- ※施設サービスは「要支援1・2」と認定を受けた方は利用できません。
- ※介護老人福祉施設は原則として「要介護3・4・5」と認定を受けた方のみ利用できます。
- ・「在宅サービス」を利用したい場合
- ①「居宅介護支援事業所」に連絡して、ケアプラン（居宅サービス計画）作成を依頼します。
- ※「居宅介護支援事業所」は介護保険事務所ホームページ（<http://www.oskaigonet.or.jp/>）をご覧ください。または町の介護保険担当課・地域包括支援センター・介護保険事務所に用意している一覧表でご確認ください。
- ②担当のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。適切な介護サービスを利用できるように相談しましょう。

※サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。

③ケアプランにそって「在宅サービス」を利用します。

■要支援1・2と認定を受けた方

- ①初めてサービスを利用する方は「地域包括支援センター」に連絡して、介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）作成を依頼します。
- ※これまで介護サービスを利用していた方で「要支援1・2」と認定された方は担当のケアマネジャーに相談してください。
- ②担当のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらいます。適切な介護予防サービスを利用できるように相談しましょう。
- ※サービスを提供する事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。
- ③介護予防ケアプランにそって「在宅サービス」を利用します。
- ※「要支援1・2」と認定を受けた方は施設サービスを利用できません。

問い合わせ

介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

もっと野菜を食べよう

食改さんの 試してレシピ

MENU
ごはん
で
野菜ピザ

旬の野菜を
たっぷり使って
ボリューム
アップ!!



野菜は季節のお好みものを入れて焼いてみましょう。今回はフライパンですが、ガスオープンで230℃5分（電気ならもう2～3分長めに焼く）焼いてチーズが溶けたら出来上がりです。焦がさないように焼き時間を調節してください。

ワンポイント アドバイス

材料(フライパン1枚分・約6切れ分)

ごはん …… 茶わんで3杯分
ケチャップ …… 大さじ3杯
片栗粉 …… 大さじ2

オリーブオイル …… 大さじ1
塩・コショウ …… 少々
マヨネーズ …… 大さじ1(好みで)
にんにくパウダー …… 少々(好みで)
スイートバジル …… 飾り用(少々)

具
長なす …… 1/2本
玉ねぎ …… 1/4個
ピーマン …… 1/2個
パプリカ(黄・赤) …… 各1/8個
シメジ …… 1/4袋
ジャガイモ …… 1/2個
スライスベーコン …… 1枚
溶けるピザ用チーズ …… 小1袋
(100g位)
ミニトマト …… 3個

作り方

- 生地はボウルにごはんとケチャップを入れてよく混ぜて少々つぶす。
- ナスはヘタを切り捨て、ジャガイモは皮をむいて各5mm厚さの輪切りにする。水につけてアク抜きし、ペーパーで水気をよく拭く。フライパンを熱して、オリーブオイルでナスとジャガイモを両面焼いておく。
- パプリカとピーマンは洗ってヘタと種を取り除き、輪切りにする。
- 玉ねぎはヘタを切り捨て皮をむいて、せん切りにする。
- シメジは石づきを切り捨て、手でほぐしておく。
- フライパンに油少々を入れて中火にして、①のごはんをフライパン全体に広がるようにフライ返しで平らに押し付けるようにのばす。片面をしっかり焼いたらひっくり返して具をのせる。
- ベーコンは5mm幅に切る。
- ⑥のごはんの上に②③④⑤⑥⑦をのせて塩コショウ少々をして、最後に溶けるチーズをのせる。
- フライパンに蓋をして蒸し焼きにする。チーズが溶けたら好みでマヨネーズを細く絞り、バジルや半分に切ったミニトマトを飾りつける。仕上げににんにくパウダーをふりかける。皿に盛り付けて切り分ける。